

会議の名称	第56回座間市個人情報保護審査会会議録
開催日時	令和元年10月31日(木) 14時00分～15時00分
開催場所	市役所5階 5-8会議室
出席者	(委員) 長田委員、齋藤委員、谷口委員、山田委員
	(事務局) 白井文書法制課長、久保情報公開係長、田口主任
	(実施機関) 子ども政策課 曾我係長、石井主事 福祉長寿課 谷田主任

公開の可否	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開	傍聴人	0人
議題	<p>1 諮問事項</p> <p>ア 諮問番号73「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実態調査」(子ども政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人以外からの個人情報の収集 本人通知の省略 <p>イ 諮問番号74「プレミアム付商品券事務」(福祉長寿課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人以外からの個人情報の収集並びに個人情報の取扱目的以外の目的のための利用及び提供 本人通知の省略 <p>ウ 諮問番号75「個人情報の収集又は利用及び提供における個別に諮問することを必要としない類型について」※諮問番号74の類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報の収集又は利用及び提供における個別に審査会に諮問することを必要としない類型化 <p>2 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例第8条第2項の規定に基づく報告事項(新規、変更) 		
資料の名称	第56回個人情報保護審査会資料		
会議の結果	<p>1 諮問事項</p> <p>ア 諮問番号73、イ 諮問番号74、ウ 諮問番号75 各諮問内容を適当なものと認める。</p> <p>2 報告事項</p> <p>条例第8条第2項の規定に基づき報告された案件について、意見はない。</p>		
会議の内容	<p>(事務局：白井) ただいまより、個人情報保護審査会を開催させていただきます。</p> <p>本日は、山口委員が欠席でございますが、過半数の委員の御出席をいただいておりますので、座間市個人情報保護条例第51条第2項の規定により、会議が成立することを御報告します。</p>		

それでは審議に移ります。諮問に係る担当課の職員を入室させます。

《実施機関職員入室》

(事務局：白井) 個人情報保護条例第51条第1項の規定により、会長に議長をお願いします。

諮問事項ア 諮問番号73「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実態調査」

(会長) それでは、議事の進行について、各委員の御協力をお願いします。まず諮問事項アについて、説明をお願いします。

《事務局説明及び実施機関職員による補足説明》

(会長) 質問、意見がある方はどうぞ。山田委員。

(山田委員) 登録簿の提供先で神奈川県との記載が削除されていますが、県の児童相談所は上段の座間市要保護児童対策地域協議会に県の児童相談所が含まれているため、ここでは県を削除したということよろしいでしょうか。

(実施機関：曾我) 削除した提供先の神奈川県には、個人を特定できないデータとしての回答を行うため、削除しました。

(会長) ほかにありますか。なければ私から。

登録簿が修正されているので、登録簿の変更となるのではないのですか。

(事務局：白井) 登録簿の内容について、改めて実施機関と調整した結果、収集の根拠を神奈川県及び国が例示するように法令によるとは判断しがたいため、諮問させていただきました。

(会長) この調査は、誰が対象となるのですか。

(実施機関：曾我) 座間市に住民票がある方です。

(会長) 個人情報の収集先に本人とありますが、どのような状況なのですか。

(実施機関：石井) 児童虐待等の相談を本人から受ける場面等です。

(会長) ほかにありますか。山田委員。

(山田委員) 個人情報ファイルの名称に、不就学児等の緊急把握の実態調査とありますが、その後継続的な事務になったということで、ファイル名は変更しないのですか。

(実施機関：曾我) 御指摘のとおり、ファイル名を変更します。

(会長) ほかに質問、意見はありませんか。

(各委員) なし。

(会長) ないようですので、ここで採決を行います。

諮問事項アについて、本人以外からの個人情報の収集について相当な理由があると認めてよろしいでしょうか。また、併せて本人通知を省略してよろしいでしょうか。

諮問内容に賛意を示される方は、挙手をお願いします。

《挙手全員》

(会長) ありがとうございます。

(事務局：白井) 会長。本日欠席の山口委員から、諮問を可とする旨の書面をいただいていますので、提出させていただきます。

(会長) それでは、山口委員も含め、挙手全員ですので、本件について、本人以外からの個人情報の収集について相当な理由があると認めます。

また、併せて本人通知を省略してよいものとします。

諮問事項アについては、以上とします。

では、担当の職員は退出してください。

《実施機関職員退室》

諮問事項イ 諮問番号74「プレミアム付商品券事務」

(会長) 引き続き、次の諮問事項に係る職員を入室させてください。

《実施機関職員入室》

(会長) 続いて、諮問事項イについて、説明をお願いします。

《事務局説明》

(会長) 質問、意見がある方はどうぞ。山田委員。

(山田委員) 諮問書の1個人情報の収集(4)収集する個人情報の中に、本籍、国籍、在留情報が入っていますが、給付対象には外国籍の住民も含まれるのでしょうか。また、国籍、在留情報を収集する趣旨について、御説明ください。

(実施機関：谷田) 外国籍で住民票がある者も給付の対象となります。外国籍の住民から出生した子について、在留カードが作られるまでの経過滞在があり、その期間中に登録ができない子供がいます。その子供が最終的に登録できるかを判定するために、国籍、在留情報を収集しています。

(山田委員) 判定した上で、その後に外国人登録をされる可能性があるのでしょうか。

(実施機関：谷田) そのとおりです。

(会長) ほかにありますか。なければ私から。

事業の開始日はいつですか。

(実施機関：谷田) 10月1日から商品券の販売が始まっています。

(事務局：白井) 補足説明です。国の制度設計が遅れ、私ども自治体に示されたのが6月です。このため、6月の審査会での諮問ができず、今回、事後の諮問となってしまいました。

(会長) ほかにありますか。山田委員。

(山田委員) 本人通知の省略について、本人が他の方法により知り得ることが明らかとのこと。これは、本人通知がなくとも、当該文書が自分に届いたため、個人情報を取扱目的以外の目的や収集されたことを知り得ることができるという理解でよろしいですか。

(事務局：白井) そうです。また、他自治体への提供については、本人が誤ってまたは、故意に二重給付を受けようとしても、給付の照会に対して回答することから、本人は当該自治体が当市からの提供を受けていることを知ることとなります。

(会長) ほかに質問、意見はありませんか。

(各委員) なし。

(会長) ないようですので、ここで採決を行います。

諮問事項イについて、本人以外からの個人情報の収集及び個人情報の取扱目的以外の目的のための利用について、相当な理由があると認めてよろしいでしょうか。

また、併せて本人通知を省略してよろしいでしょうか。

諮問内容に賛意を示される方は、挙手をお願いします。

《挙手全員》

(会長) ありがとうございます。

この諮問事項についても、欠席の山口委員は可とされています。

よって、挙手全員ですので、個人情報の収集における個別に審査会を諮問することを必要としないものと認めます。

また、併せて本人通知を省略してよいものとします。

諮問事項イについては、以上とします。

では、担当の職員は退出してください。

《実施機関職員退室》

諮問事項ウ 諮問番号75 「個人情報の収集又は利用及び提供における個別に諮問することを必要としない類型について」

(会長) 続いて、諮問事項ウについて、説明をお願いします。

《事務局説明》

(会長) 質問、意見がある方はどうぞ。なければ、私から。

政策的に実施するという限定ですが、この理由は。また、類型化する理由は。

(事務局：白井) このような事務は、政策的な判断に基づいてのみ行われるという認識です。他の事務は、通常自治事務であっても法令があります。しかしながら、麻生内閣時代の定額給付金から始まった、今回のプレミアム付き商品券事務のような事務には法令がありません。このような事務は、その都度、審査会に諮っていますが、審査会における議論の余地がなく、座間市だけ独自に制約を加えるのが難しい案件であるため、類型化することによって、審査会に諮問することなく事務を行わせていただければと考えています。

(会長) このような事務は、給付型以外であるのですか。

(事務局：白井) 今のところありません。

(会長) ほかにありますか。山田委員。

(山田委員) このような事務は、座間市だけ実施しない訳にはいかないのですが、類型化し実施するということは分かりますが、その内容によっては、確認の意味で諮問が必要だと思われま。

(事務局：白井) 御指摘のとおり、類型化した事務においても、事務の内容や収集する要件によっては、諮問が必要だと考えます。

(会長) 他の市町村も同じように、類型化について諮問を行っていますか。

(事務局：久保) 県央の事務研究会でも話題になりました。本市と同じように、類型化すべきではないかという意見が大半でした。

(会長) ほかにありますか。山田委員。

(山田委員) 国のFAQに、実施機関の他の事務に使用すると記載されていますが、どういう場合を想定されているのですか。

(事務局：白井) 生活保護の場合で、プレミアム部分が収入として認定されるため、生活保護の事務で利用します。

(会長) ほかに質問、意見はありませんか。

(各委員) なし。

(会長) ないようですので、ここで採決を行います。

諮問事項ウについて、条例第9条第2項第6号及び第10条第2項第6号の運用として、個人情報の収集又は利用及び提供における個別に審査会に諮問することを必要としないものと認めてよろしいでしょうか。

諮問内容に賛意を示される方は、挙手をお願いします。

《挙手全員》

(会長) ありがとうございました。

この諮問事項についても、欠席の山口委員は可とされています。

よって、挙手全員ですので、個人情報の収集又は利用及び提供における個別に審査会を諮問することを必要としないものと認めます。

(会長) 以上の意見を踏まえて、この種の事務を類型化することに関しては、厳密に解釈し、必要に応じて諮問を行ってください。

諮問事項ウについては、以上とします。

本日の諮問事項は以上です。

続いて、答申書について事務局からお願いします。

(事務局：白井) ただいまから本日の諮問事項に対する答申書案をお配りします。

確認いただいた後、内容について御了承いただけましたら、会長に署名をお願いします。

《事務局が答申案の配布》

(会長) それでは、答申案について、御了承いただける方は挙手をお願いします。

《挙手全員》

(会長) 挙手全員ですので、答申書を了承したものとします。

《会長が答申書に署名》

(事務局：白井) ありがとうございました。

答申書について、事務局からは以上です。

報告事項ア 個人情報取扱事務登録簿の新規登録 (条例第8条第2項)

(会長) それでは、報告事項アの審議に移ります。条例第8条第2項の規定に基づく報告事項(新規)について、事務局からお願いします。

《事務局説明》

(会長) ただいまの報告事項について、質問、意見がある方はどうぞ。

(各委員) なし。

(会長) ないようですので、当審査会からの意見はないということにします。

報告事項アについては以上とします。次に、報告事項イの審議に移ります。

報告事項イ 個人情報取扱事務登録簿の変更 (条例第8条第2項)

(会長) 条例第8条第2項の規定に基づく報告事項(変更)について、事務局からお願いします。

《事務局説明》

(会長) ただいまの報告事項について、質問、意見がある方はどうぞ。

(各委員) なし。

(会長) ないようですので、当審査会からの意見はないということにします。

報告事項イについては以上とします。それでは、審査事項については全て終了しましたので、会議の進行を事務局にお返しします。

(事務局：白井) 全ての事項につきまして、円滑に御審議いただき、ありがとうございました。次回の個人情報保護審査会は2月の開催予定です。

以上で、第56回座間市個人情報保護審査会を終了させていただきます。

報告事項ア

個人情報取扱事務登録簿の新規登録（条例第8条第2項）報告事案

（別表）

報告事項イ

個人情報取扱事務登録簿の変更登録（条例第8条第項）報告事案

（別表2）